

まち・ひと・しごと創生本部 事務局について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 主査 中野 裕之

抄録

本稿では、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局における地方創生の取組やその背景、自身の業務を紹介します。

1. まち・ひと・しごと創生本部事務局とは

まち・ひと・しごと創生本部は、平成26年12月2日（一部11月28日）に施行されたまち・ひと・しごと創生法を根拠に設置され、総理大臣を本部長とし、まち・ひと・しごと創生担当大臣を副本部長とするものです（第11条から第20条）。このまち・ひと・しごと創生担当大臣は、第3次安倍第2次改造内閣で8月3日に石破前大臣から山本大臣に替わりました。なお、まち・ひと・しごと創生本部の設置根拠は、当該施行前には平成26年9月3日の閣議決定でしたが、当該施行後にまち・ひと・しごと創生法となりました。このまち・ひと・しごと創生本部の事務局として、まち・ひと・しごと創生本部事務局が設置されています。

現在、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局と内閣府地方創生推進事務局とが両輪となって、地方創生の推進に向けた施策に取り組んでいます。

2. まち・ひと・しごと創生の取組の背景

まち・ひと・しごと創生の取組の背景としては、

まず日本全体の人口減少が挙げられます。日本全体の人口減少は平成20年から始まっています¹⁾。5年に一度実施されている国勢調査においては、平成27年の調査で、大正9年の調査開始以来、初めて人口減少²⁾となり、大きく報道されたことは記憶に新しいと思います。平成20年に始まったこの人口減少は、今後加速度的に進み、日本の人口は2060年には8,674万人、2110年には4,286万人³⁾となるとされています。

国際的な人口移動があまりない日本では、人口減少の原因は、長らく続く出生率の低下による自然減です。人口を維持するために必要な合計特殊出生率は人口置換水準と呼ばれ2.07とされていますが、図1に示すように、その2.07を下回る状態が昭和49年（1974年）以降続いています。平成27年の合計特殊出生率⁴⁾は全国で1.45、最も高い沖縄県でも1.96となっており、都道府県単位ではいずれも2.07には達していません。ちなみに、最も低いのは東京都で1.24であり、北海道1.31、京都府1.35と続きます。

さらに、地方の人口減少については、自然減のみならず、移動によって生じる社会減も加わります。

1) 総務省統計局「人口推計 各月1日現在人口」

2) 総務省統計局「平成27年国勢調査 人口速報集計結果」、「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果」等。

3) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））

4) 厚生労働省「平成27年 人口動態統計（確定数）の概況」

平成27年における東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)への転入超過数(転入数から転出数を引いたもの)は約11.9万人とされており、近年は増加傾向にあります⁵⁾。この人口移動の要因は様々考えられますが、平成27年においては、東京圏への転入超過数の大半は20～24歳(約6.7万人)、15～19歳(約2.6万人)が占めており、若い世代の大学進学や就職が東京圏への移動のきっかけとなっていると考えられます。また、戦後の人口移動状況をみ

ると、これまで3期にわたり地方から三大都市圏への大きな人口移動が発生しています。図2に示すように、第1期は高度経済成長期と重なる1960～1970年代前半、第2期はバブル経済期と重なる1980年代後半、第3期は2000年以降です。こうした状況により、人口減少は地方の方が深刻で、都市部よりも数十年早く人口減少に至っています。そして、今後地方での人口減少が進めば、いずれは東京圏も遅れて人口減少が始まると見通されています。

○出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。
○合計特殊出生率は、人口置換水準(人口規模が維持される水準)の2.07を下回る状態が、1974年以降、40年以上続いている。

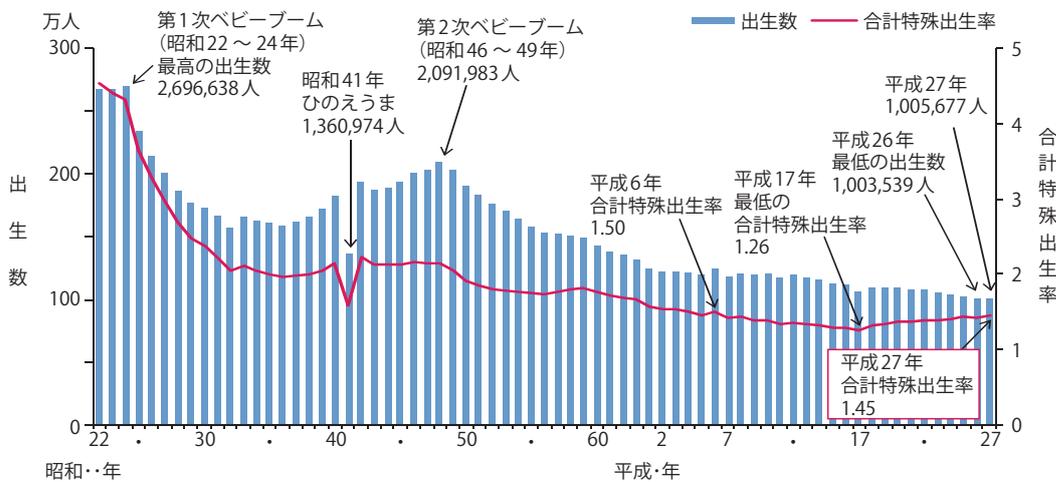
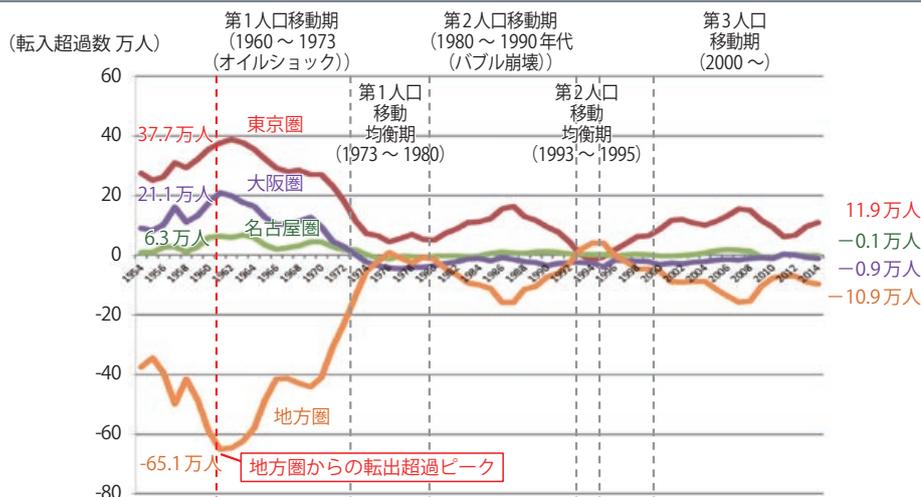


図1 出生数及び合計特殊出生率の推移

資料：厚生労働省「平成27年人口動態統計」等

○これまで3度、地方から大都市(特に東京圏)への人口移動が生じてきた。



(注) 上記の地域区分は以下の通り。

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏：東京圏、名古屋圏、大阪圏 地方圏：三大都市圏以外の地域

図2 三大都市圏及び地方圏における転入超過数の推移

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

5) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告 平成27年(2015年)結果」

民間機関が発表した分析結果⁶⁾によると、大都市圏への人口移動が現在のペースで持続すると仮定した場合、人口の再生産を中心的に担う「20～39歳の女性人口」が2010年から2040年にかけて半数以下になる地方公共団体は、896団体(全国の49.8%)に上るとされています。

人口減少が経済社会に与える影響としては種々のものがあります。

まず、人口減少はその過程において、高齢化を必然的に伴うことから、高齢化の進行によって働き手の減少が生じ、総人口の減少以上に経済規模を縮小させるとともに、社会保障費等の負担も増大することが懸念されます。また、人口規模の減少はイノベーションを停滞させるおそれもあります。

さらに、地方においては、人口減少によって労働力人口の減少や消費市場の縮小が引き起こされ、経済規模が縮小し、それが社会生活サービスの低下を招き、さらなる人口流出を引き起こすという悪循環も招くかもしれません。人口減少がこのまま進む

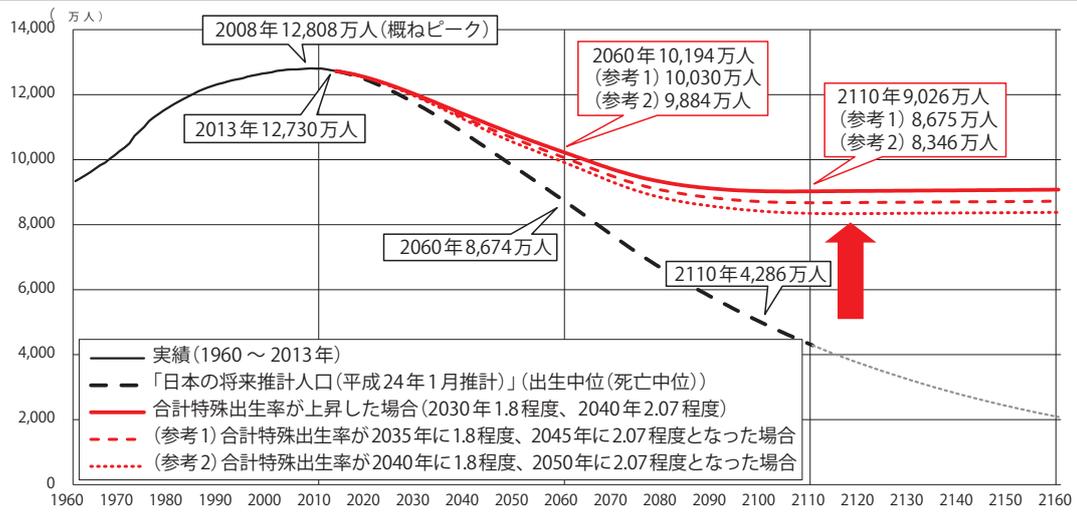
と、2050年には現在人が住んでいる居住地域のうち、2割の地域が無居住化するとの推計もあり⁷⁾、特に過疎地域においては、日常の買い物や医療など地域の住民の生活に不可欠な生活サービスをいかに確保していくかが、周辺集落を含め地域全体を維持する上で最も大きな課題となります。

以上を踏まえ、以下の3つの基本的視点から取り組むことが重要となります。

- ①「東京一極集中」を是正する。
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- ③地域の特性に即した地域課題を解決する。

そして、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現できれば、合計特殊出生率は1.8程度の水準まで向上することが見込まれています。先程、今後の人口減少について述べましたが、仮に、2030年に合計特殊出生率が1.8程度まで上昇し、2040年には人口置換水準である2.07が達成されるとすれば、図3に示すように、2060年には総人口1億人程度を確保し、長期的には人口が9,000万人程度で概ね安定的に推移すると推計されています。

○国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位(死亡中位))によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
 ○仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
 ○なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



(注1) 実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
 (注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

図3 我が国の人口の推移と長期的な見通し
 (「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(平成26年12月27日閣議決定)より)

6) 日本創成会議・人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略」(平成26年5月8日)
 7) 国土交通省「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」(平成26年7月4日)

3. まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」

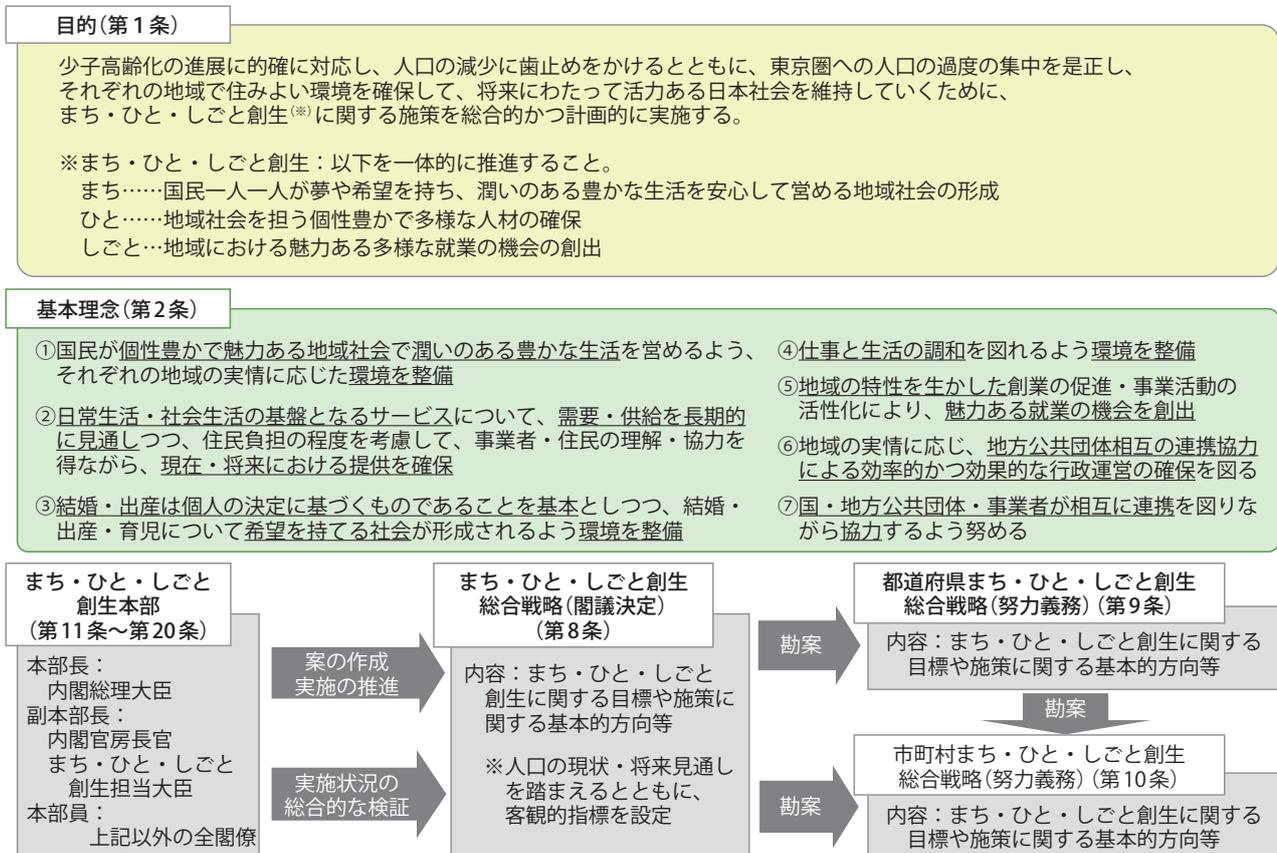
まち・ひと・しごと創生法の概要は図4のとおりです。その第1条には、以下の目的が掲げられています。

「この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）

の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。」

そして、まち・ひと・しごと創生法第8条では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めることとされており（同条第1項）、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえることとされています（同条第3項）。人口の現状及び将来の見通しを踏まえるために作成されたのが「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」です。

平成26年12月27日に、「2.まち・ひと・しごと創生の取組の背景」で述べたような人口の現状や将来見通しについて分析を行い今後の基本的視点等をまとめた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、及び、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。その後、平成27年6月30日に「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が閣議決定され、これに基づき、平成27年12月



施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

図4 まち・ひと・しごと創生法の概要

24日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」が閣議決定され総合戦略の改訂が行われました。平成28年は、6月2日に「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」が閣議決定されており、12月現在、これに基づく総合戦略の改訂作業が行われています。

地方創生の取組は、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要があります。その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、負のスパイラル(悪循環の連鎖)に歯止めをかけ、好循環を確立する取組です。悪循環を断ち切るためには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、

人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務です。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」では、地方が地方版総合戦略(詳細は後述)を策定・実施していくに当たり必要と考えられる政策パッケージとして、①地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする(ローカル・アベノミクスの実現)、②地方への新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる(地域アプローチによる少子化対策の推進)、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、を掲げています。各政策パッケージには非常に多くの施策が含まれるので、詳細は割愛しますが、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」の全体像は図5のとおりです。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)(~2019年度)			
長期ビジョン	基本目標(成果指標、2020年)	主要施策とKPI	主な施策
<p>中長期展望(2060年を視野)</p> <p>I.人口減少問題の克服</p> <p>◎2060年に1億人程度の人口を維持</p> <p>◆人口減少の歯止め</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8 <p>◆「東京一極集中」の是正</p> <p>II.成長力の確保</p> <p>◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持(人口安定化、生産性向上が実現した場合)</p>	<p>「しごと」と「ひと」の好循環作り</p> <p>①地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆若者雇用創出数(地方)2020年までの5年間で30万人 現状:5.9万人 ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合2020年までに全ての世代と同水準 <ul style="list-style-type: none"> 15~34歳の割合:92.7%(2014年) 全ての世代の割合:93.7%(2014年) ◆女性の就業率2020年までに77%:70.8%(2014年) <p>②地方への新しいひとの流れをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年) <ul style="list-style-type: none"> 地方→東京圏転入6万人減 東京圏→地方転出4万人増 現状:年間12万人の転入超過(2015年) <p>③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上:19.4%(2013年度) ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:38%(2010年) ◆結婚希望実績指標80%:68%(2010年) ◆夫婦子ども数予定(2.12) 実績指標95%:93%(2010年) <p>好循環を支える、まちの活性化</p> <p>④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆立地適正化計画を作成する市町村数150市町村 ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存在する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数100市町村 ◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数100市町村 ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合(三大都市圏)90.8%:90.5%(2014年度)(地方中核都市圏)81.7%:78.7%(2014年度)(地方都市圏)41.6%:38.6%(2014年度) ◆地域公共交通網形成計画の策定総数100件:60件(2015年11月末時点) 	<p>ローカルアベノミクスの推進</p> <p>○農林水産業の成長産業化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化市場10兆円:5.1兆円(2014年度) ・農林水産物等輸出額1兆円:7,451億円(2015年) <p>○観光業を強化する地域における連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行消費額4兆円:3.5兆円(2015年) <p>○農林の中核企業、中核企業候補支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000社支援:平成27年度の施策を踏まえ検証 ・雇用数8万人創出:0.1万人(2014年度) <p>○地方移住の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間移住あっせん件数11,000件:7,600件(2015年度) <p>○企業の地方拠点機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点強化件数7,500件増加:1,403件* ・雇用者数4万人増加:11,560人* <p>※地域再生計画(H28.9)に記載された目標値</p> <p>○地方大学活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自道府県大学進学者割合平均36%:33.0%(2015年度速報値) <p>○若い世代の経済的安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の就業率を79%に向上:76.1%(2015年) <p>○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100% <p>○働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得率13%:2.65%(2015年) <p>○「小さな拠点」の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の活動組織(地域運営組織)形成数3,000団体:1,680団体(2015年度) <p>○「連携中核都市圏」の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携中核都市圏の形成数30圏域:17圏域(2016年10月) <p>○既存ストックのマネジメント強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古・リフォーム市場規模20兆円:11兆円(2013年) 	<p>①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上) ・地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント向上、ICT等の利活用による地域の活性化、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善 <p>②観光業を強化する地域における連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本版DMOを核とする観光地域・ブランドづくりの推進、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備 <p>③農林水産業の成長産業化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展 <p>④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者人材等の還流及び育成・定着支援、「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備等、人材還流政策間の連携強化、新規就業・就業者支援、若者・高齢者・障害者が活躍できる社会の実現 <p>①政府関係機関の地方移転</p> <p>②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大</p> <p>③地方移住の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方移住希望者への支援体制、地方居住の本格推進 ・「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想の推進 ・「地域おこし協力隊」の拡充 <p>④地方大学等の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域人材育成プラン <p>①少子化対策における「地域アプローチ」の推進</p> <p>②若い世代の経済的安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者・非正規雇用対策の推進、「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進 <p>③出産・子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子ども子育て支援の更なる充実 <p>④地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WLB推進、長時間労働の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進、地域における女性の活躍推進、地域の実情に即した「働き方改革」の実現 <p>①まちづくり・地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活力を生み出す地域空間の形成、まちづくりにおける官民連携の推進、人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化 <p>②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)</p> <p>③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護・少子化問題への対応、大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化 <p>④住民が地域防災の担い手となる環境の確保</p> <p>⑤ふるさとづくりの推進</p>

※平成26年12月27日閣議決定 平成27年12月24日改訂

図5 まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略(2015改訂版)」の全体像

4. 政府関係機関移転

まち・ひと・しごと創生本部においては、東京一極集中を是正する観点から、道府県等からの提案を踏まえ、政府関係機関の地方への移転について検討を行いました。特に、中央省庁の地方移転については、地方創生に資するか、国の機関としての機能を確保できるか、過度な費用の増大や組織肥大化にならないか、地元の協力・受入体制が整っているかという移転費用等の視点から検討を進めてきました。

主な経緯としては以下のとおりです。

- ・政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集期間終了（平成27年8月31日）
- ・政府関係機関移転基本方針（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）
- ・政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）

報道などでも大きく取り上げられていたことからご存じの方も多いと思いますが、中央省庁について

は、各道府県から文化庁、消費者庁、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁に関する提案がありました。

特許庁は、大阪府から西日本を対象とする特許審査拠点の設置等、及び長野県から審査部門の軽井沢町への一部移転を提案されていました。その後、有識者の議論などを経て、平成29年度に、近畿地方の7府県に所在する知財総合支援窓口を統括し、専門家による出願や海外展開等に関する指導・助言、ビジネスマッチングの機会の提供、特許庁等の行政機関、弁理士会、よろず支援拠点等へのつなぎ、出張面接審査・テレビ面接審査対応等のサービスの充実など、ワンストップサービス機能を強化する（独）工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点（仮称）」を、大阪市内の交通至便地に設置することとなりました。これにより、知的財産の活用等を通じて、中小企業等のイノベーションが促進されることが期待されます。

なお、特許庁を含む中央省庁の地方移転に関する今後の取組のポイントは図6のとおりです。

—中央省庁の地方移転 今後の取組のポイント—

文化庁の全面的な移転	文化庁 (独) 国立文化財機構 (独) 国立美術館 (独) 日本芸術文化振興会 ○京都以外の全国各都道府県や幅広い国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行う必要があることから、以下の通り、計画的・段階的に進める。 ・関西・京都地域の官民の協力を得て、国民の理解を得ることを目的とする先行的取組を行うため、平成29年度から「地域文化創生本部（仮称）」を設置し、文化庁の一部を先行的に移転する。 ・上記と並行して、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正等の法案を、平成30年1月からの通常国会を目途に提出し、新たな政策ニーズに対応できる執行体制を構築し、既存の場所で運用し、最終的には京都と東京との分離により必要となる組織体制を整備し、円滑に移転を実施する。 なお、抜本的な組織改編と並行して文化関係独立行政法人の在り方について、検討を進める。
	消費者庁 内閣府消費者委員会 (独) 国民生活センター ○「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を平成29年度に徳島県に開設し、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。 ○徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等や徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。 ○3年後を目途に検証し、見直しを行う。
本庁の拠点整備等	総務省統計局 (独) 統計センター ○和歌山県に「統計データ活用センター（仮称）」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。平成29年度には、先行的な取組として、データサイエンスの推進や人材育成を柱とする産官学が連携した統計データ活用促進プロジェクトを実施するとともに、統計マイクロデータを活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。
	特許庁 (独) 工業所有権情報・研修館 ○平成29年度に、近畿地方の中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図るため、知財総合支援窓口を統括し、ワンストップサービス機能を強化する（独）工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点（仮称）」を、大阪市内に設置する。
	中小企業庁 ○地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するため、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成29年度に、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。
	観光庁 ○各地域における観光行政のワンストップサービス化を推進するために「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を平成29年度から運営するとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において必要となる体制を充実・強化する。
地方支分部局等の体制整備	気象庁 ○津地方気象台は、三重県と共同で平成28年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。

図6 政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について

(平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定)

少し余談になりますが、政府関係機関の移転はかつてもありました。昭和62年に就任した竹下首相(当時)は、首都機能移転の手始めとして「一省庁一機関の地方分散」を提唱し、各省庁に検討を指示しました。東京一極集中や急激な地価高騰への対応策として首都機能移転の議論が高まる中でこのことです⁸⁾。その後、昭和63年に多極分散型国土形成促進法が成立し、平成元年に政府機関等移転方針が決定されました。これは、東京都区内に立地することが適当なものを除く機関について、都区外への移転を進めたものです。移転対象となった71機関のうち69機関が既に移転、又は具体的移転先が決定しています。ただし、移転機関のうち、関東外に移転した機関は2機関のみです。

ちなみに、この頃の首都機能移転については、昭和62年に政府は「第四次全国総合開発計画」を策定し、東京一極集中への基本的対応として重要との考えを示し、その後、平成4年秋の臨時国会において「国会等の移転に関する法律案」が議員立法として提出、可決され、平成15年には衆参両院の国会等の移転に関する特別委員会が中間報告書を採択しています⁹⁾。

また、国際的にみると、政府機関が国内に分散して配置されている国はいくつかあるようです。例えば、ドイツは東西分裂による歴史的経緯により、主にベルリンとボンとに分散されています。イギリスは、第二次世界大戦時には空襲への備え、戦後1960年代から1970年代にはロンドン一極集中や地域格差、1980年代中頃からは行政機関における経費の抑制などを背景として、政府機関が国内に分散しています。イギリスで政府機関の分散が進んだのは、政府機関の業務において政策の決定と実施が分離していることが理由とされています。その他、スウェーデン、韓国などでも政府機関が分散して配置されています¹⁰⁾。

5. 各地方公共団体での取組

まち・ひと・しごと創生法によれば、第9条で「都

道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して」、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を「定めるよう努めなければなら」ず、第10条で「市町村…は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して」、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を「定めるよう努めなければなりません(図4参照)。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があります。このため、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を、平成27年度中に策定してもらうよう依頼しています。

地方版総合戦略の策定に当たっては、基本目標を設定した上で、各施策についてKPIを設定し、外部有識者を入れてPDCAサイクルにより検証・改善を地方公共団体自らが行う仕組みとすることとしています。

地方版総合戦略は、各地方公共団体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のあるものとするのが重要です。そして、まち・ひと・しごと創生を実行する上では、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、多くの地方公共団体では、地方版総合戦略の策定に当たっては、例えば、住民代表、産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、言論界(産官学金労言)で構成する推進組織で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにしています。

また、地方人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。この地方人口ビジョンは、地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する

8) 「世界の首都移転」山口広文、社会評論社

9) 「世界の首都移転」山口広文、社会評論社

10) 「世界の首都移転」山口広文、社会評論社

上で重要な基礎と位置付けられています。

地方版総合戦略については、平成28年3月末までに47都道府県、1,737市区町村で策定されています。地方版総合戦略の策定にあたっては、実際にほぼ全ての地方公共団体が地域住民から意見を聴取し、8割以上の地方公共団体が中高大生を含む若者から意見を聴取しています。そして、これら平成26、27年度の国及び地方の戦略策定を経て、平成28年度から本格的な事業展開に取り組む段階となっています。

6. 国の支援

国では、地方創生に向けた地方公共団体の取組に対して、情報・人材・財政の3つの側面から支援しています。これらの支援について一部ご紹介します。

情報支援では、地域経済分析システム (RESAS) の開発・普及を進めています。このRESASとは、「Regional Economy (and) Society Analyzing System」の略であり、地方公共団体の地方版総合戦略の策定及び実行を情報面から支援するため、官民が保有する地域経済に係わる様々なビッグデータを見える化 (可視化) したものです。産業マップ、地域経済循環マップ、農林水産業マップ、観光マップ、人口マップ、消費マップ、自治体比較マップなどが掲載されており、ほとんどの情報を誰でも閲覧可能です。

そして、平成28年12月現在、RESASには、2014年9月時点で存在している特許権の情報が掲載されています。国内企業等が保有する、現存する約150万件の特許をマップ上に表示することで、地域の技術の集積状況を把握することができます。

また、地域で支援すべき産業の特定にもつながります。具体的には、図7にも一部示していますが、特許件数によるヒートマップ (都道府県単位、市町村単位)、特許権者の所在地をプロットしたマップ、FIベースでの特許分野別比率グラフ、特許権数の地域別分布グラフを表示することができます。そして、データについてはRESASからダウンロードすることができます。

JPlat-Patと異なる点は、地域ごとにみることができることと、現存している権利をみることができる点です。この特許情報については、例えば、地銀が地元で取引企業の支援を行うために活用するなど、活用が広がっています。

人材支援では、地方創生人材支援制度等を引き続き活用しつつ、「地方創生人材プラン」(平成27年12月公表)に基づき、「地方創生カレッジ事業」を推進しています。地方創生人材支援制度は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対して、国家公務員・大学研究者・民間人材を市町村長の補佐役として派遣することで、地域に応じた処方箋づくりを支援するものです。また、地方創生カレッジは、地方創生を担える人材を育成するプログラムを実施している養成機関 (大学や民間事業者) の参加を得て、地方創生人材の育成に向けた連携の場 (プラットフォーム) を形成するものです。

財政支援では、地方が地方創生に中長期的見地から安定的に取り組むことができるよう、地方創生関連の交付金や地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税) などの支援を新たに展開しています。地方創生関連の交付金はいくつかありますが、その中でも地方創生推進交付金は、平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け創設したもので、地域

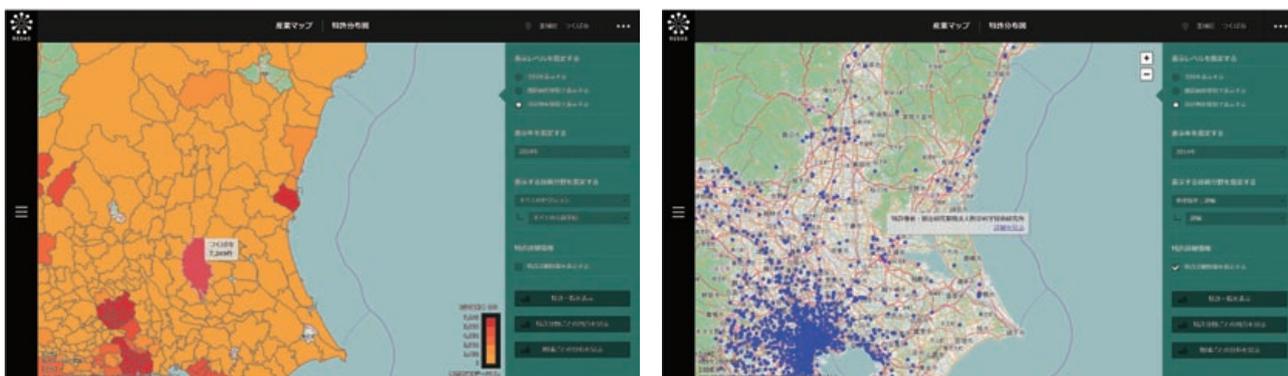


図7 RESASに掲載されている特許情報の一部

再生法に基づく交付金です。平成28年度予算において1,000億円の措置をし、各地方公共団体の事業に対して事業費の1/2を交付するものです。また、各地方公共団体が策定した地方版総合戦略に基づく、自主的・主体的な事業を支援するもので、事業にはKPIの設定とPDCAサイクルを組み込むこととなっています。

7. 自身の業務

自身の業務について少し紹介します。

そもそも内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局には局、部、課などが存在しません。課長級は分掌官である参事官が配置されています。また、各省庁のみならず民間企業や地方公共団体などからの出向者もいます。

筆者が配属されている分析班でも、担当参事官は厚生労働省保険局から出向しており、その他、厚生労働省年金局、国土交通省国土政策局、公益財団法人日本生産性本部、国立社会保障・人口問題研究所、北海道からの出向となっています（平成28年12月時点）。まち・ひと・しごと創生本部事務局全体では、多くの地方公共団体、民間シンクタンクや金融機関などから出向している方々がいます。

この分析班は、主に地域の人口の分析を担当する班ですが、上記で紹介した長期ビジョンを担当しており、さらに地方人口ビジョン策定に資する手引きやデータを作成して地方公共団体へ提供する業務なども担当しています。

また、人口減少の主な原因とされている出生率は、地域によって大きく異なっており、例えば2008年～2012年の市町村（特別区を含む。）別の出生率では、1.80以上が120団体、1.00未満が12団体となっています¹¹⁾。そして、出生率に関連の深い各種指標も地域によって大きく異なります。したがって、国全体での対策に加えて、地域ごとに要因分析・課題設定・対策の検討を行う「地域アプローチ」の重要性を認識した対策も、併せて展開することも求められます。そこで、有識者を構成員とした地域少子化対策検証プロジェクトを立ち上げ、地域

少子化・働き方指標の公表、地域における先駆的・優良事例の横展開、地域少子化対策の検証等を行いました。この地域少子化対策検証プロジェクトは、筆者が着任する前を含めて平成27年9月30日、10月22日、11月24日、12月21日の計4回開催され、分析班が事務局を担当しました。

さらに、出生率は、出産知識、結婚機会、働き方、保育環境、育児費用、住宅環境等、様々な要因の影響を受けていると考えられますが、その中でも、雇用形態や賃金、労働環境、妊娠・出産・育児支援などの「働き方」が大きな部分を占めていると考えられます。そこで、地域働き方改革支援チームを開催し、地域での働き方の指標をもとに地域ごとの特性を分析し、その結果も活用して地域における働き方改革の取組を支援するものとしていますが、この地域働き方改革支援チームについても分析班が事務局の一部を担っています。

そして、これらの担当業務については閣議後の記者会見の資料作成や国会対応が必要になります。主に火曜日、金曜日に行われる閣議後にまち・ひと・しごと創生担当大臣が記者会見を行うのですが、その際の資料を作成します。また、国会対応については、まずは質問通告に基づいて答弁を作成し、答弁者（大臣等）にレクを行い、メモ出し等の対応のため議場に行きます。

さらに、上記の担当業務について、地方公共団体からの問い合わせなどが来ることもあります。地方公共団体に提供したデータについての問い合わせや、各地域における働き方改革の事業についての相談などです。特に、働き方改革の事業についての相談は、上記の地方創生推進交付金を活用しようとする事業を各地方公共団体が申請するのですが、当該事業について各地方公共団体と国とが知恵を出し合い、より良い事業にしていくためのものです。

上記の業務に関連して、委託調査も行っています。例えば、各地方公共団体で策定した地方版総合戦略及び地方人口ビジョンのとりまとめや分析を行うもの、生活インフラとして重要な施設を抽出して現在及び将来の人口が地域の生活インフラ施設に与える影響を分析するもの、東京圏在住者へのインター

11) 厚生労働省「平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計」による公表値（小数点以下2桁まで）により集計したもの。

ネット調査などがあります。また、働き方改革に取り組んでいる企業の事例収集なども行っています。

そのほかにも、地方創生関連の交付金事業についての効果検証や横展開のための事例収集、特許庁との連絡調整、経産省からの出向者が担当する業務など様々な業務を行っています。また、上記で述べたRESASの普及活動の1つとして「地方創生☆RESAS地域セミナー2016」が全国10地域で開催されましたが、そのセミナーで講演なども行いました。



図8 「地方創生☆RESAS地域セミナー2016」で講演する筆者

8. 最後に

このまち・ひと・しごと創生本部事務局では、筆者にとっては今まではあまり経験することのなかった国会対応や、議員の方々へのレク等、非常に多くのことを経験できました。さらに、地方創生は安倍政権の重要政策とされていることや、産業・教育・社会システムなど社会経済の多くの分野が対象となることなどもあり、社会の様々な側面に触れる機会が多いと感じています。また、地方公共団体の職員の方と接する機会も今までほとんどありませんでし

たが、このまち・ひと・しごと創生本部事務局では非常に多くの機会があります。地方公共団体の事業は国よりも住民の声が近くなりますが、そういった事業への支援等に携わることは自分自身が公務員であることを強く実感する機会にもなりました。

このまち・ひと・しごと創生本部事務局での業務については、正直なところ、初めてで分からないことが多かったと思います。例えば、地方公共団体から事業について相談を受ける際にも、地方議会のスケジュールや仕組みをある程度意識しないと話が噛み合わない場合もあります。また、国勢調査や住民基本台帳人口移動報告等の各種統計を扱うこともありますが、慣れないと必要な集計を見つけられなかったり、どのように加工すれば求められている資料になるか分からなかったりします。国会対応や議員レク等についても慣れるには時間がかかると感じました。それでも、相談を受けたり、現地を見たりした地方公共団体の事業が交付金等の支援を受けて動き出すところを見ることは、やりがいを感じる場面でもあります。また、RESASに掲載されている特許情報を地方創生に活用している事例に触れることもありますが、特許情報の利活用により地域に貢献していることを実感できる場面でもあります。

最後になりましたが、このように地方創生について執筆できるのも、まち・ひと・しごと創生本部事務局の皆様、特許庁の関係部署の皆様のご支援によるものです。心より感謝申し上げますとともに、地方創生がさらに進むことを祈りつつ、ここで筆を置きたいと思います。

(本稿における見解は、筆者個人のものであり、筆者が属する組織のものではありません。)

profile

中野 裕之 (なかの ひろゆき)

平成20年4月 特許庁入庁(審査第二部生産機械)
平成23年4月 審査官昇任(審査第二部生産機械)
平成26年7月 審査第二部審査調査室
平成27年7月 審査第二部繊維包装機械
平成27年12月 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
主査